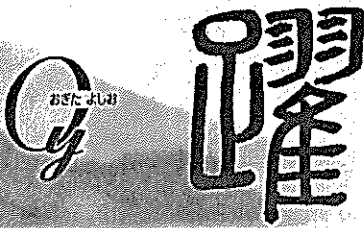


第11号様式の5（第5条関係）

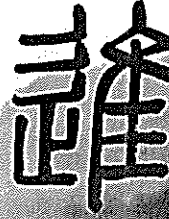
政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）					
会派・議員名 荻田 義雄					
年 月 日	令和7年11月27日発行（令和7年11月5日 他）				
表題と発行部数	「躍進」 3万2千部発行				
対象者	一般県民				
配布方法	個別郵送 398部 新聞折込 2千部 ポスティング 2万4千部強 宅配発送 4737部				
発行目的	代表質問の内容を中心に、日々の活動内容に関して報告を行い、意見・要望等を求める				
按分率の説明	按分率 50% その理由（地域・後援会活動の記事があるため）				
内容	県政報告 地域・後援会活動 意見募集				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込	福西新聞 販売店	4,950	都祁地域 1000部	41
	新聞折込	読売センター 榛原	990	吐山地域 200部	42
	新聞折込	毎日新聞 小倉販売所	10,560	山添地域 800部	43
	印刷データ 作製代	明新社	55,330	データ製作費	45
	郵送代	日本郵便	27,170	郵送費 247部	48
	郵送代	日本郵便	14,496	郵送費 151部	49
	印刷代	浅田印刷	327,360	印刷費 32,000部	56
	宅配発送費	宅配倶楽部	443,130	宅配費 4,737部	57
	※50%充当 合計 883,986 円（883,986×50%=441,993 円）				
備考	添付資料：広報誌「躍進」令和7年11月27日号				

注 発行した広報紙を添付してください。



(やくしん)

題字は常盤寺住職 倉本 晃登 師



県政へのご意見を聞かせてください

編集・発行

奈良県議会議員

荻田 義雄

〒630-8431 奈良市蓮之庄町129-1
TEL 0742(61)6300

HP

<http://www.ogita-yoshio.com/>

Facebook

<https://www.facebook.com/ogita.yoshio>

議会にて一般質問

令和7年9月24日に、開会された9月議会では、一般質問に立ちました。今回の質問では、県民の皆さんの健康に関連する問題や、近年頻発する災害への対応、長年の課題となっている近鉄西大寺駅周辺の渋滞解消に向けた取り組みについて、また、9月29日の総務警察委員会、自衛隊誘致、医療圏の変更問題、警察官の定数等について質問いたしました。

県立病院機構の経営改善

【荻田】県立病院機構は、奈良県総合医療センター、西和医療センター、奈良県総合リハビリテーションセンターの3病院を運営するため、平成26年に設立され11年が経過しました。中でも奈良県総合医療センターと西和医療センターは、断らない救急医療上や材料費、経費の削減等を進めた結果、令和6年度決算で約18億円の収支改善が見られました。

しかし、全国自治体病院協議会に拠ると経常損失を生じた病院が9割に至り、公立病院を取り巻く環境は厳しい状況です。そこでは、働き方改革を進める事による人件費の増加、物価高騰等により病院機構の経営努力ではカバーし切れない事態となっています。

また、班鳩町で計画されている西和医療センターの建て替えでは、地域における医療ニーズを整備方針に反映させることも、人口減少に伴う医療需要の変化や建築単価の高騰に加え、機構の経営状況及び借入金返済能力等を踏まえ、建替え規模の再検討も視野に入れているなど、本格的な議論が必要だと思います。

また、今議会に県障害者総合支援センターと併せ、県総合リハビリテーションセンターのあり方を検討する委員会設置が提案されています。これが、これら病院間の機能分担を踏まえ、病院機構の経営改善策について知事の所見をお聞かせください。

【荻田】病院機構では、令和5年度に約43億円の経常赤字が発生し、急速に経営が悪化したことから、病床稼働率の向上、未稼働病床の活用等に高い医療をお届けします。



奈良県総合医療センター

令和7年9月議会での一般質問

難病相談支援センター移設問題

【荻田】難病相談支援センターは、難病患者の療養生活を質的に支援する事を目的として、各都道府県が設置しています。奈良県は大和郡山内市の郡山保健所内に設置されているところです。

現在、県内の難病患者数は約1万5千人で、昨年度は約5百件の相談に対応するとともに、患者同士、家族同士が交流する場としても活用されています。しかし、郡山保健所の立地は駅から遠く、バスの本数も少ないため、訪問するには不便を感じる方も多く、車椅子利用者や視覚障害者を持つ方の利便性向上が求められます。

県議会の奈良県難病対策推進議員連盟は、かねてよりNPO法人奈良県難病連の方々と共に難病相談支援センターを利便性の高い場所へ移転するよう要望してきました。具体的に対応について知事の所見を伺います。

【荻田】難病相談支援センターは、難病患者の悩みや不安解消、孤立感や喪失感の軽減を図り、様々なニーズに対応するため、関係機関と連携しているところであります。

センターの移転については、県議会の議員連盟やNPOの方から要望いただいており、移転先として3の条件を検討しました。

○現センターと同規模の面積が確保されているか
○現在実施している事業が継続できること
○駅から近いこと

しかし、これらの条件に合う県有施設がないため、速やかな移転は困難と判断し、センターのみで実施していた医療相談を近鉄御陵駅前駅の県社会福祉総合センターでも実施し、利便性の向上を図りつつJR奈良駅近くの奈良市はぐくみセンターへの移転について奈良市と協議中です。



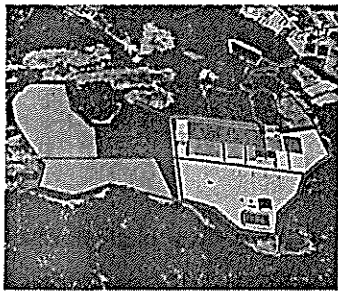
難病相談支援センター(交流室)

南部中核拠点の整備

【荻田】未曽有の被害をもたらした紀伊半島大水害から14年が経ちました。異常気象の影響が指摘されるなか、災害への備えはこれまで以上に必要です。

令和7年2月議会で、奈良県災害応急対策（防災拠点）基本構想が議決され、南部中核拠点の基本的な考えを取りまとめ、拠点整備として具現化するため、令和7年6月に「南部中核拠点（五條県有地）整備基本計画」が策定され、国においても同時期に「南海トラフ地震における具体的な応急活動に関する計画」が改訂のうえ公表されています。

この計画には五條県有地において大規模な広域防災拠点整備が段階的に進められている旨の記述があり、また、これは、従来の「大規模広域防災拠点計画」で、五條県有地が紀伊半島エリア



南部中核拠点コアゾーン整備イメージ

【知事】図の南海トラフ地震具体計画に、荻田議員ご指摘の記載がある事は承知しており、南部中核拠点については、継続して国の計画における「大規模広域防災拠点」整備として位置づけられたも

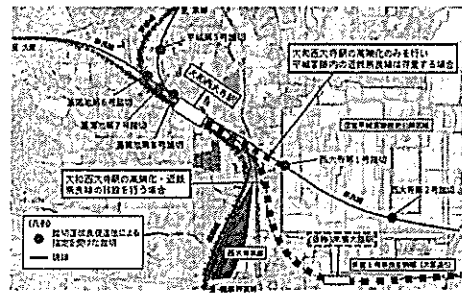
のと認識しています。早期整備の観点から令和7年度中に先行整備を完了し、令和11年度のコアゾーン造成工事着手に向け、調査・測量・設計・アクセス道路整備に取り組みます。

令和7年1月に南海トラフ巨大地震の今後30年以内の発生確率が80%に引き上げられたことから、南部中核拠点の早期実現をめざし、今年

近鉄西大寺駅周辺の渋滞対策

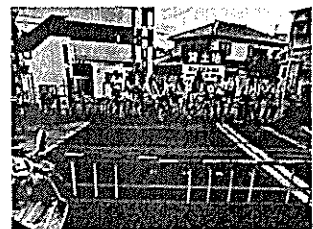
【荻田】近鉄西大寺駅周辺の8つの踏切は、国から安全上、交通上の問題があると指定されてきました。

この指定を受けて令和3年に、奈良県、奈良市、近鉄の3者で確認書を締結し、駅の西側の線路高架化及び東側の線路移設を内容とする「踏切道改良計画」を国に提出致し、「奈良市のスタンスが分からない中、政府に要望するのは国との信頼関係にも影響を与えかねない」とされましたが、奈良市は事務的に協議を重ねている段階と、令和7年9月の定例市議会で説明しております。



大和西大寺駅周辺地区

奈良市長は近鉄西大寺駅の高架化に反対しておりませんが、高架化の実現には多くの時間を要す



基瀬池第6号踏切



基瀬池第8号踏切



基瀬池第7号踏切



平城第3号踏切



西大寺第2号踏切



西大寺第1号踏切

【知事】令和6年7月に奈良市長と面談した際、「そもそも大和西大寺駅には、なるべく車を来させないようするべき」とされたため、高架化自体に消極的な印象を受けました。

また、協議会は令和5年11月の第2回を最後に、奈良市

また、協議会は令和5年11月の第2回を最後に、奈良市

県立養護学校の移転建替え

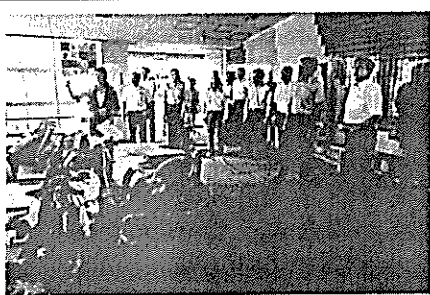
【荻田 令和5年12月に知事 せん。

と奈良市長が共同記者会見の席で、建設から40年以上が経った肢体不自由特別支援学校の奈良養護学校を移転し、肢体不自由と病弱、さらに知的障害にも対応できる新たな特別支援学校に建て替える事を発表されました。この会見では、同学校において施設設備の老朽化や車いすの大型化、多機能化による狭隘化などの課題がある事に言及し、また、知的障害特別支援学校の奈良西養護学校、奈良東養護学校で児童生徒の増加による過密状態が続いている事も指摘されました。令和6年には移転先を旧奈良県総合医療センター跡地に決定されたものの、その後は事業の進捗に関する発表はされていません。

また、奈良西養護学校及び奈良東養護学校においては、在籍児童の増加に伴い特別教室を普通教室へ転用するなどの対応が必要とされていると、今後の児童生徒数の増加と教育環境のさらなる悪化が懸念され、早急な対応が必要となります。

これらの早期改善に向けて奈良養護学校の移転建替えは喫緊の課題でありながら、移転先決定から1年が経過しており、現在の進捗状況と今後の進め方について教育長にお伺いします。

【教育長】奈良養護学校は築年数が44年を経過し、建物の老朽化に加え、在籍児童・生徒の障がいが多岐にわたるなど、車いすの大型化や支援機器の保管



奈良養護学校様

【荻田】南中部校整備について、一般質問で、交通アクセスなしで防災拠点があり得ないと質問致しました。知事からは、奈良県・五條市の連携により3年で再整備したいとの回答をいただきました。

防災拠点には消防学校や災害対策本部の設置も必要ですが、五條市には、14年前

スペースの確保による狭隘化を工夫しながらしのであります。また、奈良西及び奈良東養護学校の児童生徒数は、令和2年度でそれぞれ207名、164名でした。令和7年度には237名と196名に増加しています。

奈良養護学校の移転は、肢体不自由の学校として建て替える事で、多様な障害に対応できる施設環境整備と奈良西・東養護学校における児童・生徒数の適正化が可能になるため、県北部地域の特別支援学校の教育環境改善にとって喫緊の課題と考えています。

総務警察委員会での質疑

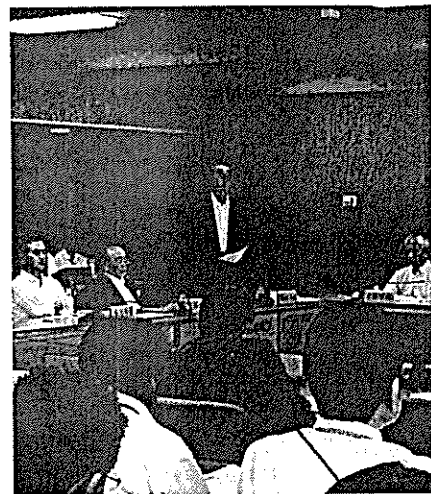
総務警察委員会は5つある常任委員会の一つで、9名の議員が総務部、会計局、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員会及び公安委員会を所管していますが、他の常任委員会の所管以外の項目も議論します。

自衛隊の誘致について

【荻田】南中部校整備について、一般質問で、交通アクセスなしで防災拠点があり得ないと質問致しました。知事からは、奈良県・五條市の連携により3年で再整備したいとの回答をいただきました。

防災拠点には消防学校や災害対策本部の設置も必要ですが、五條市には、14年前

【荻田】南中部校整備について、一般質問で、交通アクセスなしで防災拠点があり得ないと質問致しました。知事からは、奈良県・五條市の連携により3年で再整備したいとの回答をいただきました。



総務警察委員会

「危機管理監」コアソンの整備を進めるためには、アクセ

ス道路整備が必要のため、3年をかけ五條市と協議しながら取り組んでまいります。

自衛隊の駐屯地について

は、令和6年度に県議会が防衛省大臣に要請書を持参された際、奈良県からの要望書もお持ちいただき、一緒に提出した経緯があります。

地元の五條市は、市長を会

長とする誘致協議会が防衛省に陳情され、自衛隊の中部方面総監部にも例年行かれており、知事は顧問として私は副会長として市町村の思いをお届けしたいと考えています。

緊急防災減災事業費は、令

和7年度で終わりますが、令和8年度の地方財政計画に向けて総務省と財務省とで協議され、今聞いておりますので、今後必要活動の継続がなされます。

【荻田】地域のなかで分野別取り組みがされていますが、この中に医療の確保があります。とりわけ過疎地域における医療の確保は重要な課題で、東和地域を見ると宇陀市、民病院が地域の中心になっていますが、医療圏としてみれば、奈良県からの要望書も持参された際、一緒に提出した経緯があります。

医療圏の地域別変更

【荻田】地域の中で分野別取り組みがされていますが、この中に医療の確保があります。とりわけ過疎地域における医療の確保は重要な課題で、東和地域を見ると宇陀市、民病院が地域の中心になっていますが、医療圏としてみれば、奈良県からの要望書も持参された際、一緒に提出した経緯があります。

また、最近では白タクによる観光客の送迎が頻発しています。奈良公園周辺にお住まいの皆さんや、山うくで営業されている方々から多くの苦情が寄せられていると伺っています。警察も連日に対応していると思いますが、検査も上がっているのですが、いまだこのような状況ですが、身近な犯罪を含め県民の命や安全を守って下さっているの思いを強くしております。どうも、無理のない範囲で安全安心のまちづくりへ頑張ってくださいますようお願い致します。

警察関連の要望について

【荻田】警察業務は多岐にわたるが、広域的な犯罪事例が多くなっています。警察官や警察職員の方々がその対応に日々苦勞をいただいているにも関わらず、都道府県の警察官の定数が決められています。

このような状況にあつて、奈良としても現状の定数を増やしていかなくてはならないと思います。

3年前、近鉄西大寺駅北側で起こった安倍元首相銃撃は、当時、奈良西警察所が担当していましたが、安倍さんが来られる事は前日の夕方により、急な来県のため本部長長濱が当日の午前9時になってしまいました。稀に見る犯罪という事もあり、その後、当該地域を含め西大寺・平城地区、伏見、伏見南が奈良署の管轄となりました。

また、最近では白タクによる観光客の送迎が頻発しています。奈良公園周辺にお住まいの皆さんや、山うくで営業されている方々から多くの苦情が寄せられていると伺っています。警察も連日に対応していると思いますが、検査も上がっているのですが、いまだこのような状況ですが、身近な犯罪を含め県民の命や安全を守って下さっているの思いを強くしております。どうも、無理のない範囲で安全安心のまちづくりへ頑張ってくださいますようお願い致します。

【荻田】地域のなかで分野別取り組みがされていますが、この中に医療の確保があります。とりわけ過疎地域における医療の確保は重要な課題で、東和地域を見ると宇陀市、民病院が地域の中心になっていますが、医療圏としてみれば、奈良県からの要望書も持参された際、一緒に提出した経緯があります。

【荻田】地域のなかで分野別取り組みがされていますが、この中に医療の確保があります。とりわけ過疎地域における医療の確保は重要な課題で、東和地域を見ると宇陀市、民病院が地域の中心になっていますが、医療圏としてみれば、奈良県からの要望書も持参された際、一緒に提出した経緯があります。

【荻田】地域のなかで分野別取り組みがされていますが、この中に医療の確保があります。とりわけ過疎地域における医療の確保は重要な課題で、東和地域を見ると宇陀市、民病院が地域の中心になっていますが、医療圏としてみれば、奈良県からの要望書も持参された際、一緒に提出した経緯があります。

【荻田】地域のなかで分野別取り組みがされていますが、この中に医療の確保があります。とりわけ過疎地域における医療の確保は重要な課題で、東和地域を見ると宇陀市、民病院が地域の中心になっていますが、医療圏としてみれば、奈良県からの要望書も持参された際、一緒に提出した経緯があります。

【荻田】地域のなかで分野別取り組みがされていますが、この中に医療の確保があります。とりわけ過疎地域における医療の確保は重要な課題で、東和地域を見ると宇陀市、民病院が地域の中心になっていますが、医療圏としてみれば、奈良県からの要望書も持参された際、一緒に提出した経緯があります。

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）					
会派・議員名 荻田 義雄					
年 月 日	令和8年3月30日発行（令和8年3月31日 他）				
表題と発行部数	「躍進」 3万2千部発行				
対象者	一般県民				
配布方法	新聞折込 2.8千部（4月度） ポスティング 2万3千部 宅配発送 約 5000部（4月度） 予備 1千部				
発行目的	代表質問の内容を中心に、日々の活動内容に関して報告を行い、意見・要望等を求める				
按分率の説明	按分率 50% その理由（地域・後援会活動の記事があるため）				
内容	県政報告 地域・後援会活動 意見募集				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	浅田印刷	327,360	印刷代 32000部	77
	印刷データ 作成代	明新社	55,330	データ作成費	78
		※50%充当 合計 382,690 円（382,690×50%=191,345 円）			
備考	添付資料：広報誌「躍進」令和8年3月30日号				

注 発行した広報紙を添付してください。



躍進

(やくしん)

題字は帯解寺住職 倉本 慧 師

躍進

県政へのご意見をお聞かせください

編集・発行

奈良県議会議員

荻田 義雄

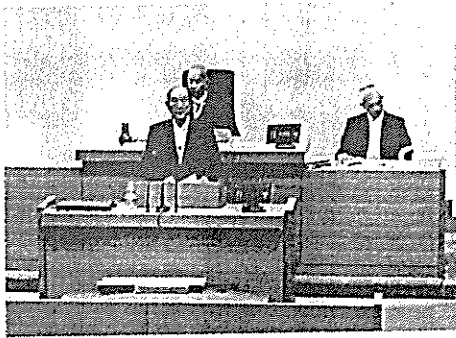
〒630-8431 奈良市福之庄町129-1

TEL 0742(61)6300

HP

<http://www.ogita-yoshio.com/>

Facebook

<https://www.facebook.com/ogita.yoshio>

本会議で一般質問

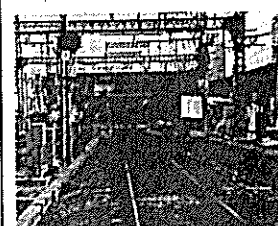
事とはホテル客室数が全国ワースト1の中、ホテル誘致に奔走されJWマリオットホテルを始め、多くの宿泊施設を誘致されましたが、山下



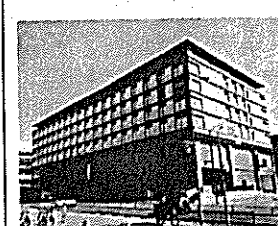
南部中核拠点(五條県有地)



西和医療センター



近鉄大和郡大和駅



JWマリオットホテル

前知事時代から継承しているように見える。ホテル誘致についても、前知事はホテル客室数が全国ワースト1の中、ホテル誘致に奔走されJWマリオットホテルを始め、多くの宿泊施設を誘致されましたが、山下

知事が就任されて以降の宿泊室数は全国43位のままで推移しています。このような状況下、前知事が熱心に誘致に取り組まれたJWマリオットホテルで、令和8年1月13日、日曜新聞会談が開催されました。まさに先見の明があったものと思えます。

山下知事の任期も残すところ1年となり、まさに今が正念場を迎えていると思います。子育て支援や福祉の増進など、県民の皆さんが夢や希望を持ちながら、次世代へ奈良の未来を託せるような県政運営に取り組んでいただきたいと思います。

そこで山下知事にお伺いいたします。知事就任から3年が経つ中、県政運営において知事の独自色が薄れていくように感じます。知事の県政運営に対する政治姿勢をお聞かせください。

一方、大型のハードプロジェクトで私と考えが異なるものもあり、見直しをさせていたいただきました。大和平易

【荻田】山下知事は就任後、予算執行査定、いわゆる事業仕分けを断行され、前知事が進めていた事業の執行停止や計画の大幅見直しを実施する事で、山下県政のカラーを出し新たな県政のかじ取りを進めて来られたものと認識しています。

しかし、就任後3年を経過した現在、大和平野中央プロジェクトや五條県有地の防災拠点、西和医療センターの移転建替え、近鉄大和郡大和駅の高架化などのハードプロジェクトは、

先日、荒井前知事の叙勲パーティーに招かれ、挨拶をさせて頂きました。その席で申し上げたのは、荒井前知事の政策にはすばらしいものもたくさんありましたが、それらを列挙し紹介する事で私が継承しているとお伝えし、荒井前知事に負けないよう頑張りたいとお伝えしました。

五條の県有地は2000m級の滑走路をやめ、ヘリポートやヘリパッド、格納庫、保管倉庫などを中心としたコアゾーンを整備する計画です。西和医療センターの移転建替えについては、建物の老朽化と狭小化している事から、前知事の政策を引き継いでいますが、移転場所は当初の王寺駅前から法隆寺駅前に変更しました。近鉄大和郡大和駅高架化は近鉄線

の移設を取りやめ、高架化についてのみ奈良市、近鉄と協議しています。

山下知事の政治姿勢について

令和8年3月8日の奈良県議会一般質問で、この3年における山下県政の姿勢、懸案の難病支援センター移転問題、農業振興及び県立奈良養護学校の移転建替え問題、そして佳境を迎えた八条大安寺新駅を核としたまちづくりについて理事者の姿勢を質しました。

知事が就任されて以降の宿泊室数は全国43位のままで推移しています。このような状況下、前知事が熱心に誘致に取り組まれたJWマリオットホテルで、令和8年1月13日、日曜新聞会談が開催されました。まさに先見の明があったものと思えます。

山下知事の任期も残すところ1年となり、まさに今が正念場を迎えていると思います。子育て支援や福祉の増進など、県民の皆さんが夢や希望を持ちながら、次世代へ奈良の未来を託せるような県政運営に取り組んでいただきたいと思います。

そこで山下知事にお伺いいたします。知事就任から3年が経つ中、県政運営において知事の独自色が薄れていくように感じます。知事の県政運営に対する政治姿勢をお聞かせください。

一方、大型のハードプロジェクトで私と考えが異なるものもあり、見直しをさせていたいただきました。大和平易

一般質問で山下県政の姿勢を質す

中央の県有地の活用について、川西町ではテニスコートや先進農業の研究施設、農園レストランをつくる予定でしたが、プロサッカーチームのFCバルセロナが運営する選手育成機関を誘致する計画に変更しました。三宅町では県立工科大学の設置予定を、若者が生活しながら成長できるヤングイノベーションショールディングに変え、田原本町では人口の球技専用スタジアムを新たな運動施設に変える予定です。

就任後の取り組みとして、高校授業料の無償化、県立高校トイレットペーパー5年計画、教師にゆとりを子どもに笑顔プロジェクト、奈良の道リフレッシュプロジェクト、保育士の給与加算、不妊治療の支援、バルサレディングスアカデミーの誘致、インターナショナルスクールの誘致など子ども・子育て政策を中心に多くの事業に取り組んでいます。

信念を持ちつつ個々の政策については、時代の変化に応じて柔軟に修正する姿勢で県政に向き合っています。

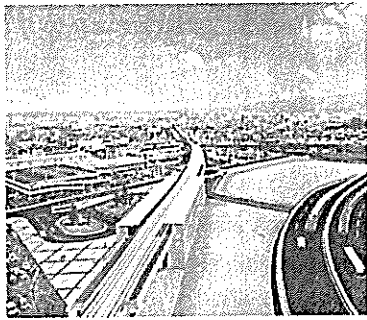
いできるよ
う生産者が
守るべき管
理基準を助
言指導して
いるところ
で、需要が
急増してい
るてん茶生
産の推進へ
製造施設整
備へも支援
しています。

JR新駅を核としたまちづくり

【荻田】奈良県はこれまで、人に優しいまちづくりの実現を目指し、ポテンシャルの高い八条・大安寺周辺地区で奈良市と事業分担しながら新たなまちづくりを進めて来られました。また、県ではこれに合わせJR関西線の高架化や新駅の整備を進めるとともに、京奈和自動車道（仮称）奈良インターチェンジへのアクセス道路となる都市計画道路大安寺柏木線や西九条佐保線を整備しているところで、新駅やインターチェンジ周辺は優れた交通結節性を有するエリアとして、企業や商業施設等が注目する場所となっています。

奈良市八条・大安寺周辺地区のまちづくり！

【まちづくり推進局長】奈良市八条・大安寺周辺地区のまちづくりについては、平成27年に奈良県と奈良市で連携協定を締結し、令和6年3月には基本計画を作成しており、当該地区では、新たな玄関口として交通結節点機能の形成などを基本方針としたまちづくりを目指しています。



新駅の完成予想図

具体的な取り組みとしては、JR関西線の高架化や新駅の整備とともに、その周辺の大安寺柏木線や西九条佐保線の整備を進めているところですが、奈良市は、コース、交通結節点機能形成について整備を進めておられ、奈良県としては、ま

ちづくり連携協定に基づき、西九条佐保線の南進部分や東西道路について、事業費の一部を負担するなど技術的、財政的支援を行ってきました。

JR新駅南側の面的整備については、奈良市が認可権者となり組合施行の土地区画整理事業として進められており、県としては事業の進捗状況を踏まえ、市街化調整区域から市街化区域への変更を経て都市計画手続きに入りま

奈良IC周辺における企業立地について！

【産業部長】奈良市八条・大安寺地区はJR新駅の設置、京奈和自動車道ICの開通予定で、県内産業用地の中でも交通利便性が高いエリアで、大規模な産業用地形成が見込めます。

県としてこれまでも積極的に取り組んでおり、今後も土地区画整理事業の進捗に合わせて、奈良市と連携しながら先端産業など新産業創造拠点にふさわしい企業に立地いただけるよう積極的に取り組んでまいります。

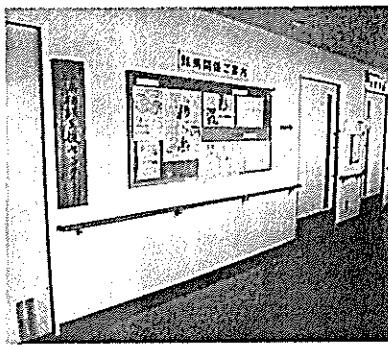
難病相談支援センターの現状！

【荻田】難病相談支援センターは法律に基づき、難病患者の療養生活の質の向上を支援する事を目的に、各都道府県が設置義務者として位置づけられ、県のセンターは郡山保健所に設置されています。

しかし、郡山保健所は駅から遠くバスの本数も少ないため不便な立地です。このため患者団体の奈良難病連と県議会の奈良県難病対策推進議員連盟は、かねてからセンターを利便性の良い場所へ移転するよう要望してきました。

ところが県が保有する利便性の高い施設に空きがないため、JR奈良駅に近く交通の便が良い奈良市のはぐくみセンターを移転先候補地として、奈良市と協議を重ねて来ましたが、最終的に奈良市の協力を得る事は断念されたという事があります。

私は、難病相談支援センターの利便性向上にむけ、引き続き取り組みが必要であると考えますが、知事のご所見をお聞かせ下さい。

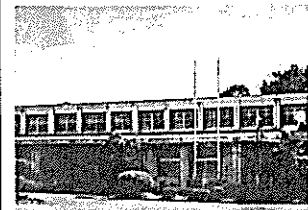


難病相談支援センターが入る郡山保健所

難病議員連盟の皆様のご理解を得られた事から、その旨をお願い致しましたが、大変残念ながら奈良市から断りの連絡をいただきました。これを踏まえ、今後も条件の合う移転先確保に全力で努めたいと考えているところです。

県立奈良養護学校の移転計画

【荻田】奈良養護学校は築44年を経過し、老朽化や施設の狭小化が顕著になっており、奈良西養護学校では、令和2年度から今年度までの児童数が30名、奈良東養護学校では32名が増えています。これらの諸課題を解決し児童生徒数の適正化を図るため、同学校を移転し肢体不自由や病弱、知的障害にも対応できる施設としての建替えは喫緊の課題です。令和5年12月に移転建替えをするとして、旧県立奈良病院跡地が発表されてから2年が経ちます。児童生徒や保護者の方々の期待は高まっており、一刻も早い開校を求めます。



奈良東養護学校



奈良西養護学校

第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)					
会派・議員名 萩田 義雄					
年 月 日	令和7年12月24日更新				
表題	ホームページ維持管理				
対象者	一般県民				
開設目的	日々の活動内容に関して報告を行い、意見・要望等を求める				
按分率の説明	按分率 50% その理由 (地域・後援会活動の記事があるため)				
内容	県政報告 地域・後援会活動 意見募集				
ホームページ 制作等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	サーバー使用料	Office-		サーバー使用料	
	ドメイン使用料	joy	35,200	ドメイン使用料	58
※50%充当 合計 35,200 円 (35,200×50%=17600 円) 振込手数料含む					
備考	ホームページアドレス : http://www.ogita-yoshio.com/ 添付資料 : 維持管理業務契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

ホームページ維持管理業務契約書

委託者 奈良県議会議員

萩 田 義 雄

(以下、甲という) および、

受託者

オフィスジョイエイト

(以下、乙という)

甲は、この契約に定める条件でホームページの維持に関する業務を乙に注文し、乙はこれを受注します。本契約に定めのない事項又は本契約の内容等に疑義が生じた場合には、その都度、甲、乙双方が民法をはじめとする法令等を踏まえ誠意をもって協議します。

業務内容（詳細に記入）

ホスティングサーバー使用料
ドメイン管理

契約期間 令和7年1月1日より令和7年12月31日まで
以後、お申し出がない場合は毎年更新。

報酬額（年間サーバー使用料・ドメイン料）

〒 34,980（税込み）

お支払期日

☐ 毎年、12月の請求とする

支払方法

☐ 振込み
南都銀行

特記事項

- ①甲及び乙は、本契約に基づき業務上知り得た情報について、相手方の同意なく無断で、第三者に提供又は漏洩し、本契約以外の目的に利用してはならないものとします。本契約締結後に記載内容に変更が生じた場合は、甲、乙協議の上書面により別に定めるものとします。
- ②サーバーダウン、その他のトラブル等でホームページ更改・更新に支障が出た場合、乙は速やかに復旧する事を義務としますが、その場合、甲は乙に対して賠償保証の対象としないものとする。
- ③ホスティングサーバー・ドメイン使用料は管理契約期間中の解約は、基本的にできないものとします。
- ④乙が何らかの事情で業務を停止する場合は、甲、乙協議の上で定めるものとします。

上記の通り業務契約を締結し、その証として本書2通を作成し、
甲乙記名 押印の上、各々1通を保有します。

令和7年 1月10日

委託者 (甲)

所在地

氏名

萩田 義雄

受託者 (乙)

住所 奈良県生駒市本町8-17大西ビル2F

氏名

オフィスジョイエイト



第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）				
会派・議員名 荻田 義雄				
年 月 日	令和7年4月30日			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団会費（年会費）			
相手方	奈良ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	全て政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 奈良県内の問題を提議し、問題点に取り組む ◆本会の活動頻度 年に数回の会合 ◆参加者の状況 地方議員 奈良県における諸問題の把握に努め、議員活動に努めている			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	30,000		6
	振込手数料	330		6
	合計	30,330 円（ ）		
備考	添付資料：規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良ヒューライツ議員団 規約

- 第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。
- 第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。
- 第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。
- 2 本会の活動目的・主旨に反する行為、倫理を逸脱した行為をした加盟議員には退会を求めます。
- 第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。
- | | | | |
|-------|----|--------|-----|
| 1. 議長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名 |
| 3. 会計 | 1名 | 4. 幹事 | 若干名 |
| 5. 監事 | 2名 | | |
- 2 本会に加盟する議員が勇退した場合、本会の活動趣旨に沿った議員活動や本会の活動への功績を鑑みて、役員で協議の上、相談役への就任を要請します。
- 第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回（2月・5月・8月・11月）開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。
- 第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。
- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員 | 1万円 |
- ②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。
- 第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。
- 第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

【2019年度第1回定例会議（2019年5月31日）で一部改正】

【2023年度第1回定例会議（2023年7月14日）で一部改正】

第

11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 荻田 義雄

年 月 日	令和8年3月31日			
年会費名	森林・林業・林産業活性化促進地方議員連盟全国連絡会議 令和7年度年会費			
相手方	森林・林業・林産業活性化促進地方議員連盟全国連絡会議			
年会費支払目的	活力ある森林づくりと林業活性化			
按分率の説明	全て政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 森林・林業・林産業活性化について市町村への議連結成に向けた働きかけを行う ◆本会の活動頻度 必要に応じて総会等を開催 ◆効果 林産業等の活性化を推進			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	2,202		82
	合計	2,202円	50,660円÷23人=2,202円	
備考	添付資料：森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

森林・林業・林産業活性化促進 奈良県議会議員連盟規約

(名称)

第1条 この議員連盟は、森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟（略称：森林連盟）（以下「連盟」という。）と称し、事務局を奈良県議会内に置く。

(目的)

第2条 連盟は、活力ある森林づくりと林業活性化を目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 森林・林業施策に関する調査・研究
- 2 森林・林業施策に関する提言
- 3 森林・林業施策の促進に関すること
- 4 その他、前条の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 連盟は、第2条の目的に賛同する奈良県議会議員をもって組織する。

(役員)

第5条 連盟に会長のほか、次の役員を置くことができる。

- (1) 副会長 1名
 - (2) 幹事長 1名
 - (3) 幹事 数名
 - (4) 監査 1名
- 2 前項の役員は、会員の中から互選する。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第7条 連盟に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。

(総会)

第8条 連盟の総会は、必要に応じて会長が招集する。

(議事の決定)

第9条 連盟の会議は、出席者の過半数の同意をもって議事を決定する。

(経費及び会費)

第10条 連盟の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

- 2 会費は、月額1,000円とする。ただし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

(会計年度)

第11条 連盟の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(その他)

第12条 本規約に定めのない事項は、役員会において、協議の上定める。

附 則

この規約は、平成19年7月2日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年5月22日から施行する。

2025年度事務所状況報告書

会派・議員名

荻田 義雄

①政務活動事務所	☐ 自宅 ☒ 自宅以外
②所在地	住所 奈良市窪之庄町 129-1 電話 0742-61-6300 延べ床面積 113.25 m ²
③他用途との兼用	☐ 無 ☒ 有 ☒ 後援会の事務所 ☐ 政党事務所 ☐ その他 ()
④所有区分	☒ 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 ☐ 賃貸物件 (賃貸借契約先) 所有者 ☐ 第三者 ☐ 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) ☐ 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	☒ 使用実態 (使用面積又は使用時間による) ☐ 事務所全体面積 m ² (a) うち政務活動使用面積 m ² (b) ☒ 事務所使用時間 8 時間 (a) うち政務活動使用時間 4 時間 (b) (b) / (a) = 4 / 8 → 按分率 1 / 2
⑥事務所賃借料の計上	☒ 無 ☐ 有 按分率 / (按分率の考え方:)
⑦駐車場代の計上	☒ 無 ☐ 有 ☐ 来客専用 按分率 / ☐ 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方:)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	☐ 無 ☒ 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方: 上記⑤の使用実態に準ずる)
⑨備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

2025 年度雇用状況報告書

会派・議員名 荻田 義雄

① 雇用者	氏名 住所	電話番号
② 雇用形態	☒ 直接雇用 (業務委託) ☐ 派遣等	
③ 雇用期間	2025 年 4 月 1 日～ 2026 年 3 月 31 日	
④ 職務内容	政務活動関連事務処理補助等	
⑤ 給料(賃金)	9,000 円 (☐ 月給 ☒ 日給 ☐ 時給)	
⑥ 按分率の 考え方	☐ 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 /	
	☐ 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 /	
	☒ 職務内容による場合 (政務活動 + 後援会活動) → 按分率 1 / 2	
⑦ 添付書類	☐ 無 ☒ 有 ☒ 委託契約書 ☐ 賃金台帳 ☐ 租税関係書類 ☐ 社会保険関係書類	
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 ☒ 同一生計者ではない。 ☒ 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。	
⑨ 備考		

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

業務委託契約書



おぎたよしお事務所（以下「甲」という）と [REDACTED]（以下「乙」という）とは、甲の乙に対する業務委託に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（業務委託等）

1. 甲は、乙に対して、以下に定める業務（以下「本業務」という）を委託し、乙はこれを受託する。
 - (1) 甲が指定する情報の収集・報告活動、並びに付随する業務
 - (2) 甲が指定するコンピュータシステムの構築並びに運用業務
 - (3) 甲が指定する場所・状況において、カメラマンとして撮影する業務
 - (4) その他、甲乙間で別途合意した業務
2. 甲は、必要に応じ、乙が本業務を行う際に必要となる備品を貸与する。
3. 甲は、本契約期間中、甲乙協議のうえ、乙に委託する前項の業務の範囲を変更することができる。

第2条（委託料）

1. 甲は、乙に対して、本業務の委託料として、日額9千円（消費税込み）と交通費月額1万円（消費税込み）を支払う。
2. 甲は、乙に対して、当月末日（最終営業日）に、当月分の委託料を甲の指定する金融機関の口座に振込または、現金にて支払う。振込手数料は甲の負担とする。

第3条（報告）

甲は、乙に対して、必要に応じ、本業務の状況につき報告を求めることができる。

第4条（再委託の禁止）

乙は、甲に事前に通知することなしに、本業務の全部または一部を第三者（以下「再委託先」という）に再委託してはならない。なお、乙の事前の通知の有無にかかわらず、乙による再委託先の使用は、乙の責任において行い、再委託先の責めに帰すべき事由については、すべて乙の責めに帰すべき事由とみなす。

第5条（秘密保持）

1. 乙は、本業務の履行過程において甲より受領するあらゆる情報を秘密情報として厳にその機密を保持し、本業務遂行の目的のみに使用する。乙は、本業務遂行のために必要な範囲で弁護士、税理士、公認会計士に開示すべき場合（これらの者にも本条と同じ義務を課すことを前提とする。）を除き、甲の同意なく、第三者に対しかかる秘密情報を開示又は漏洩してはならない。但し、以下のいずれかに該当する情報については、秘密情報に該当しないものとする。

- (1) 甲から提供又は開示された時点で、既に公知となっていた情報
 - (2) 甲から提供又は開示された後、自己の責めによらないで公知となった情報
 - (3) 甲から提供又は開示された時点で、既に甲に対して秘密保持義務を負うことなく保有していた情報
 - (4) 法律又は契約に違反することなく第三者から提供又は開示された情報
2. 本契約が終了した場合でも、本条に規定する守秘義務は、本契約から将来に渡り効力を有するものとする。

第6条（権利義務の移転禁止）

甲及び乙は、あらかじめ書面により相手方の承諾を得なければ、本契約に定める自己の権利または義務を第三者に譲渡し、または担保に供することができない。

第7条（契約の解除）

1. 甲または乙は、他の当事者が次の各号の1つに該当したときは、催告なしに直ちに、本契約の全部または一部を解除することが出来る
 - (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて相手方に対して、その是正を求めたにも関わらず、相手方がその違反を是正しないとき
 - (2) 相手方の信用、名誉または相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき
 - (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他倒産手続開始の申立があったとき
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、租税滞納処分その他これに準ずる手続があったとき
 - (5) 支払停止もしくは支払不能に陥ったとき、または、手形または小切手が不渡りとなり、手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき
 - (6) 合併、解散、清算、事業の全部もしくはその他重要な事業の一部を第三者へ譲渡し、またはしようとしたとき
 - (7) その他前各号に類する事情が存するとき
2. 前項に基づく解除は、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

第8条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、令和5年9月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲乙いずれからも何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。
2. 期間満了により、本契約が終了する場合には、甲乙協議のうえ、本業務に関する清算業務を行う。
3. 甲は、第1項の規定に関わらず、2ヶ月前までに乙に対して書面により通知することにより、本契約を解約することが出来る。

第9条（反社会的勢力との取引排除）

1. 甲及び乙は、次に定める事項を表明し、保証する。

- (1) 自己及び自己の役員・株主（以下「関係者」という）が、暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます）でないこと
- (2) 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと
- (3) 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力に資金等の提供、便宜の供給等、反社会的勢力の維持運営に協力又は関与しないこと
- (4) 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力と関係を有しないこと
- (5) 自己が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと
2. 甲及び乙は、相手方が前項に違反したと認める場合には、通知、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、相手方は他方当事者に発生した全ての損害を直ちに賠償するものとする。

第10条（合意管轄）

この契約に関する紛争については、訴額に応じて奈良地方裁判所又は奈良簡易裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（協議）

本契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、両当事者協議のうえ決定するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和5年8月1日

甲：

荻田義雄

乙：

業務委託契約書に関する協議書

おぎたよしお事務所（以下「甲」という）と [REDACTED]（以下「乙」という）は、令和5年8月1日に業務委託契約を締結しているが、協議事項が発生した為、令和5年10月1日付で下記のとおり「業務委託契約に関する協議書」を締結する。

第1条（委託料）

1. 甲は乙に対して、業務委託契約において委託料として日額9千円（消費税込み）としているが、乙の事情により業務時間が1日5時間に満たない場合は半日とみなし、委託料を半額とする。

本協議書の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者双方署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年10月1日

甲：

[REDACTED]
萩田義雄

乙：

[REDACTED]

令和 7 年 4 月 30 日

請 求 書

おぎたよしお事務所 様

電話

下記の通りご請求申し上げます。

ご請求金額 ¥ 1 5 4 , 0 0 0 . -

日付	内容	単価	数量	金額
令和 7 年 4 月 1 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 4 月 2 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 4 月 3 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 4 月 7 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 4 月 8 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 4 月 10 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 4 月 11 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 4 月 15 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 4 月 16 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 4 月 17 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 4 月 18 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 4 月 21 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 4 月 22 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 4 月 23 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 4 月 24 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 4 月 28 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 4 月 30 日	4 月度交通費として	10,000	1	10,000
		合 計		154,000

令和 7 年 5 月 30 日

請 求 書

おぎたよしお事務所 様

電話

下記の通りご請求申し上げます。

ご請求金額 ￥ 1 5 8 , 5 0 0 . -

日付	内容	単価	数量	金額
令和 7 年 5 月 1 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 5 月 2 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 5 月 8 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 5 月 9 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 5 月 12 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 5 月 13 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 5 月 14 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 5 月 15 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 5 月 16 日	業務委託契約費として	4,500	1	4,500
令和 7 年 5 月 19 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 5 月 20 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 5 月 21 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 5 月 22 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 5 月 23 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 5 月 28 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 5 月 29 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 5 月 30 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 5 月 30 日	5 月度交通費として	10,000	1	10,000
		合 計		158,500

令和 7 年 6 月 30 日

請 求 書

おぎたよしお事務所 様

電話

下記の通りご請求申し上げます。

ご請求金額 ¥ 1 7 2 , 0 0 0 . -

日付	内容	単価	数量	金額
令和 7 年 6 月 2 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 6 月 3 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 6 月 4 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 6 月 5 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 6 月 6 日	業務委託契約費として	4,500	1	4,500
令和 7 年 6 月 9 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 6 月 10 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 6 月 11 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 6 月 12 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 6 月 13 日	業務委託契約費として	4,500	1	4,500
令和 7 年 6 月 16 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 6 月 17 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 6 月 19 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 6 月 23 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 6 月 24 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 6 月 25 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 6 月 26 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 6 月 27 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 6 月 30 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 6 月 30 日	6 月度交通費として	10,000	1	10,000
		合 計		172,000

令和 7 年 7 月 31 日

請 求 書

おぎたよしお事務所 様

電話

下記の通りご請求申し上げます。

ご請求金額 ¥ 1 8 5 , 5 0 0 . -

日付	内容	単価	数量	金額
令和 7 年 7 月 1 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 7 月 2 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 7 月 3 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 7 月 4 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 7 月 7 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 7 月 8 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 7 月 9 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 7 月 10 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 7 月 11 日	業務委託契約費として	4,500	1	4,500
令和 7 年 7 月 14 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 7 月 15 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 7 月 16 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 7 月 17 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 7 月 18 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 7 月 22 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 7 月 23 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 7 月 25 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 7 月 29 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 7 月 30 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 7 月 31 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 7 月 31 日	7 月度交通費として	10,000	1	10,000
		合 計		185,500

令和 7 年 8 月 31 日

請 求 書

おぎたよしお事務所 様

電話

下記の通りご請求申し上げます。

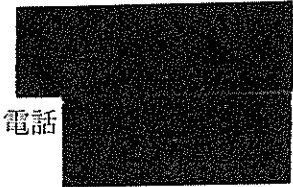
ご請求金額 ¥ 1 5 4 , 0 0 0 . -

日付	内容	単価	数量	金額
令和 7 年 8 月 1 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 8 月 4 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 8 月 5 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 8 月 7 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 8 月 8 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 8 月 12 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 8 月 13 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 8 月 14 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 8 月 18 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 8 月 19 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 8 月 20 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 8 月 21 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 8 月 22 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 8 月 25 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 8 月 27 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 8 月 28 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 8 月 28 日	8 月度交通費として	10,000	1	10,000
		合 計		154,000

令和 7 年 9 月 30 日

請 求 書

おぎたよしお事務所 様



電話

下記の通りご請求申し上げます。

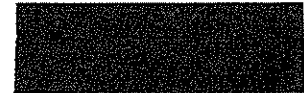
ご請求金額 ¥ 1 5 4 , 0 0 0 . -

日付	内容	単価	数量	金額
令和 7 年 9 月 1 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 9 月 2 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 9 月 3 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 9 月 4 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 9 月 8 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 9 月 9 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 9 月 10 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 9 月 11 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 9 月 12 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 9 月 16 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 9 月 19 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 9 月 22 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 9 月 24 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 9 月 25 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 9 月 29 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 9 月 30 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 9 月 30 日	9 月度交通費として	10,000	1	10,000
		合 計		154,000

令和 7 年 10 月 31 日

請 求 書

おぎたよしお事務所 様



電話 

下記の通りご請求申し上げます。

ご請求金額 ¥ 1 9 4 , 5 0 0 . -

日付	内容	単価	数量	金額
令和 7 年 10 月 1 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 10 月 2 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 10 月 3 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 10 月 4 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 10 月 6 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 10 月 7 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 10 月 8 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 10 月 9 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 10 月 10 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 10 月 14 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 10 月 15 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 10 月 16 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 10 月 17 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 10 月 21 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 10 月 23 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 10 月 24 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 10 月 27 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 10 月 28 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 10 月 29 日	業務委託契約費として	4,500	1	4,500
令和 7 年 10 月 30 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 10 月 31 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 10 月 31 日	10 月度交通費として	10,000		10,000
		合 計		194,500

令和 7 年 11 月 28 日

請 求 書

おぎたよしお事務所 様

電話

下記の通りご請求申し上げます。

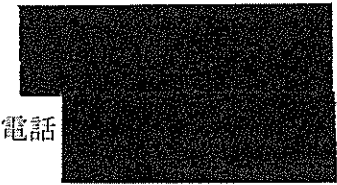
ご請求金額 ￥ 1 6 3 , 0 0 0 . -

日付	内容	単価	数量	金額
令和 7 年 11 月 4 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 11 月 5 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 11 月 6 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 11 月 7 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 11 月 10 日	業務委託契約費として	4,500	1	4,500
令和 7 年 11 月 11 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 11 月 12 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 11 月 13 日	業務委託契約費として	4,500	1	4,500
令和 7 年 11 月 14 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 11 月 17 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 11 月 18 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 11 月 19 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 11 月 20 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 11 月 21 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 11 月 25 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 11 月 26 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 11 月 27 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 11 月 28 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 11 月 28 日	11 月度交通費として	10,000	1	10,000
		合 計		163,000

令和 7 年 12 月 26 日

請 求 書

おぎたよしお事務所 様



下記の通りご請求申し上げます。

ご請求金額 ￥ 1 6 7 , 5 0 0 . -

日付	内容	単価	数量	金額
令和 7 年 12 月 1 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 12 月 2 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 12 月 3 日	業務委託契約費として	4,500	1	4,500
令和 7 年 12 月 5 日	業務委託契約費として	4,500	1	4,500
令和 7 年 12 月 6 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 12 月 9 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 12 月 10 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 12 月 11 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 12 月 12 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 12 月 15 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 12 月 16 日	業務委託契約費として	4,500	1	4,500
令和 7 年 12 月 17 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 12 月 18 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 12 月 19 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 12 月 22 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 12 月 23 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 12 月 24 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 12 月 25 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 12 月 26 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 7 年 12 月 26 日	12 月度交通費として	10,000	1	10,000
		合 計		167,500

令和8年1月30日

請 求 書

おぎたよしお事務所 様

電話

下記の通りご請求申し上げます。

ご請求金額 ￥172,000.-

日付	内容	単価	数量	金額
令和8年1月5日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和8年1月6日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和8年1月7日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和8年1月8日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和8年1月9日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和8年1月13日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和8年1月14日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和8年1月15日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和8年1月16日	業務委託契約費として	4,500	1	4,500
令和8年1月19日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和8年1月20日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和8年1月21日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和8年1月22日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和8年1月23日	業務委託契約費として	4,500	1	4,500
令和8年1月26日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和8年1月27日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和8年1月28日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和8年1月29日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和8年1月30日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和8年1月30日	1月度交通費として	10,000	1	10,000
		合 計		172,000



おぎたよしお事務所 様

ご請求金額 ￥100,000.-

日付	内容	単価	数量	金額
令和 8 年 2 月 2 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 8 年 2 月 3 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 8 年 2 月 4 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 8 年 2 月 5 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 8 年 2 月 6 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 8 年 2 月 9 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 8 年 2 月 10 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 8 年 2 月 25 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 8 年 2 月 26 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 8 年 2 月 27 日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和 8 年 2 月 27 日	2 月度交通費として	10,000	1	10,000
		合 計		100,000

令和8年3月31日

請 求 書

おぎたよしお事務所 様

電話

下記の通りご請求申し上げます。

ご請求金額 ￥203,500.-

日付	内容	単価	数量	金額
令和8年3月2日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和8年3月3日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和8年3月4日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和8年3月5日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和8年3月6日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和8年3月8日	業務委託契約費として	4,500	1	4,500
令和8年3月9日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和8年3月10日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和8年3月11日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和8年3月12日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和8年3月13日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和8年3月16日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和8年3月17日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和8年3月18日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和8年3月19日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和8年3月21日	業務委託契約費として	4,500	1	4,500
令和8年3月24日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和8年3月25日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和8年3月26日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和8年3月27日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和8年3月28日	業務委託契約費として	4,500	1	4,500
令和8年3月30日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和8年3月31日	業務委託契約費として	9,000	1	9,000
令和8年3月31日	3月度交通費として	10,000	1	10,000
		合 計		203,500

2025 年度雇用状況報告書

会派・議員名 萩田 義雄

① 雇用者	氏名 住所	電話番号
② 雇用形態	☒ 直接雇用 (パートタイマー) ☐ 派遣等	
③ 雇用期間	2025 年 4 月 1 日～ 2025 年 9 月 30 日	
④ 職務内容	政務活動関連事務処理補助等	
⑤ 給料(賃金)	1000 円 (☐ 月給 ☐ 日給 ☒ 時給)	
⑥ 分率の 考え方	☐ 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / ☐ 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / ☒ 職務内容による場合 (政務活動 + 後援会活動) → 按分率 1 / 2	
⑦ 添付書類	☐ 無 ☒ 有 ☒ 雇用契約書 ☒ 賃金台帳 ☐ 租税関係書類 ☐ 社会保険関係書類	
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 ☒ 同一生計者ではない。 ☒ 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。	
⑨ 備考		

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな		生年月日
氏名		
現住所	電話	
下記の条件で契約します。		
雇用期間	2024 年 10 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで	
雇用形態	正規職員 <u>パートタイム</u> 派遣職員 その他（ ）	
就業場所	奈良市竈之庄町 129-1	
仕事内容	政務活動に係る補助及び後援会関係事務	
就業時間 (休憩時間)	8:30～16:30 の間で短時間勤務(12 時～13 時は昼休憩)	
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他（随時 ）	
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇（ ）	
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 1,000 円 諸手当 通勤手当 6,000 円 手当 円 手当 円 賃金締切日（毎月 月末） 賃金支払日（毎月 月末） 賃金の支払方法（ ☐ 現金払い ☒ 振込 ） 賃金支払時の控除（ ☐ 所得税 ☐ 住民税 ☐ 健康保険 ☐ 介護保険 ☐ 厚生年金 ☐ 労災保険 ☒ 雇用保険） 昇給 ☐ 有 ☒ 無 賞与 ☐ 有 ☒ 無	
各種社会保険	☒ 労災保険 ☒ 雇用保険 ☐ 健康保険 ☐ 厚生年金保険 ☐ その他	
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
2024 年 10 月 1 日		
雇用者 おぎたよしお事務所		
被雇用者		

第11号様式の12（第5条関係）

2025 年度雇用状況報告書	
会派・議員名 萩田 義雄	
① 雇用者	氏名 住所 電話番号
② 雇用形態	☒ 直接雇用（パートタイマー） ☐ 派遣等
③ 雇用期間	2025 年 10 月 1 日～ 2026 年 3 月 31 日
④ 職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤ 給料(賃金)	1100 円 (☐ 月給 ☐ 日給 ☒ 時給)
⑥ 分率の考え方	☐ 勤務実績時間による場合 政務活動時間（ 時間）／政務活動（ 時間）＋その他業務（ 時間） → 按分率 / ☐ 勤務実績日数による場合 政務活動日数（ 日）／政務活動（ 日）＋その他業務（ 日） → 按分率 / ☒ 職務内容による場合 （政務活動+後援会活動） → 按分率 1 / 2
⑦ 添付書類	☐ 無 ☒ 有 ☒ 雇用契約書 ☒ 賃金台帳 ☐ 租税関係書類 ☐ 社会保険関係書類
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 ☒ 同一生計者ではない。 ☒ 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨ 備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな			生年月日
氏名			
現住所		電話	
下記の条件で契約します。			
雇用期間	2025 年 10 月 1 日から 2026 年 9 月 30 日まで		
雇用形態	正規職員 <u>パートタイム</u> 派遣職員 その他（ ）		
就業場所	奈良市窪之庄町 129-1		
仕事内容	政務活動に係る補助及び後援会関係事務		
就業時間 (休憩時間)	8:30～16:30 の間で短時間勤務(12 時～13 時は昼休憩)		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他（随時 ）		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇（ ）		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 1,100 円 諸手当 通勤手当 6,000 円 手当 円 手当 円 賃金締切日（毎月 月末） 賃金支払日（毎月 月末） 賃金の支払方法（☐現金払い ☒振込 ） 賃金支払時の控除（☐所得税 ☐住民税 ☐健康保険 ☐介護保険 ☐厚生年金 ☐労災保険 ☒雇用保険） 昇給 ☐有 ☒無 賞与 ☐有 ☒無		
各種社会保険	☒ 労災保険 ☒ 雇用保険 ☐ 健康保険 ☐ 厚生年金保険 ☐ その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。			
2025 年 10 月 1 日			
雇用者 おぎたよしお事務所			
被雇用者			

賃金台帳(2025年度)

【議員名 萩田 義雄】

雇用者氏名	住所		生年月日		性別		雇入年月日		2025/4/1					
賃金台帳														
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与1	賞与2	合計
労働日数	25	23	24	26	22	23	26	22	25	23	19	22		280
労働時間数	152	148	142	156.5	130	136	152	136	146	144.5	128	132		1703
時間外労働														0
休日労働														0
深夜労働														0
基本給	152,000	148,000	142,000	156,500	130,000	136,000	167,200	149,600	160,600	158,950	140,800	145,200		1,786,850
調整金														0
時間外手当														0
通勤手当(課税)														0
通勤手当(非課税)	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000		72,000
課税合計	152,000	148,000	142,000	156,500	130,000	136,000	167,200	149,600	160,600	158,950	140,800	145,200		1,786,850
非課税合計	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000		72,000
総支給額	158,000	154,000	148,000	162,500	136,000	142,000	173,200	155,600	166,600	164,950	146,800	151,200		1,858,850
健康保険料														0
介護保険料														0
厚生年金保険料														0
雇用保険保険料	790	770	740	813	680	710	866	778	833	825	734	756		9,295
社会保険料合計	790	770	740	813	680	710	866	778	833	825	734	756		9,295
課税対象額	151,210	147,230	141,260	155,687	129,320	135,290	166,334	148,822	159,767	158,125	140,066	144,444		1,777,555
所得税														0
市町村民税														0
控除額合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
差引支給額	157,210	153,230	147,260	161,687	135,320	141,290	172,334	154,822	165,767	164,125	146,066	150,444		1,849,555
領収印														

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。